

国際課税のケース・スタディ

みなし相続財産に該当しない生命保険金に対する課税について

税理士 小沢 進

[事例]

被相続人甲は、本年5月に死亡したが、その相続人は、甲の配偶者乙及び長男丙、次男丁の3名である。長男丙は長年外国に居住し、甲の死亡時には住所は外国に所在する丙は、日本にはときたま短期間滞在するに過ぎない。配偶者乙及び次男丙は、いずれも甲の死亡時にわが国に住所を有している。

甲の死亡に基いて保険金が支払われることとなるが、その保険金の一つは、日本の保険会社との契約によるものであり、他は、甲の長年の外国勤務中に外国において外国の生命保険会社との契約に基づくものである。

なお、この生命保険は、いずれも、保険契約者は甲、保険金受取人は日本の生命保険会社との契約に係るものは配偶者乙、また、外国の生命保険会社との契約に係るものは長男丙となっている。

甲の死亡に伴う相続税に関し、これらの保険金はどのように扱われるのか。

[ポイント]

相続税法上生命保険金は、相続により取得したものとみなされるが、外国の保険会社から支払われる保険金も同様の扱いとなるのかどうか。

[検討]

1 相続税法第3条（相続又は遺贈により取得したものとみなす場合）の規定について
相続税法第3条第1項第1号において被相続人の死亡により相続人が受領する生命保険契約の保険金は、相続により取得したものとみなされる旨規定されている。

また、同号に規定する生命保険契約の範囲に
関し相続税法基本通達3-4において、法に規定する生命保険契約は、保険業法第2条第3項に規定する生命保険会社又は同条第8項に規定する外国生命保険会社等と締結した生命保険契約等に限定されている。

したがって、事例においては日本の生命保険会社との契約による生命保険金は、みなし相続財産に該当することとなるが、外国の生命保険会社は上記通達に定める外国生命保険会社に該当しないものと思われる所以その契約による生命保険金は、みなし相続財産に該当しないものと思われる。

2 相続財産とみなされない生命保険金に対する課税について

相続財産とみなされない生命保険金は所得税の課税の対象とされる。

当該生命保険金の受領者は長男丙であるが丙は日本に住所を有せず、また日本における滞在期間もきわめて短期間であることから、丙は所

得税法上非居住者に該当することとなる。

非居住者に対する所得税の課税の対象は、国内源泉所得に限定されている。

したがって当該生命保険金に対するわが国での課税の有無はその受領する保険金が国内源泉所得に該当するか否かによることとなる。

所得税法第161条において国内源泉所得の範囲を定めているが、同条第1号において「国内において行う事業から生じ、又は国内にある資産の運用、保有若しくは譲渡により生ずる所得(次号から第12号までに該当するものを除く。)その他その源泉が国内にある所得として政令で定めるもの」が、1号所得として規定されている。

同条第1号の2から第12号までの規定において生命保険契約に関するものは同条第10号に規定はあるもののその対象は年金に関するもので次に掲げるものが国内源泉所得とされている。すなわち、「国内による営業所又は国内において契約の締結の代理をする者を通じて締結した生命保険契約その他の年金に係る契約で政令で定めるものに基づいて受ける年金で第8号12に該当するもの以外のもの(年金の支払の開始の日以後に当該年金に係る契約に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金及び当該契約に基づき年金に代えて支給される一時金を含む。)」と規定されている。

いずれにしても、本事例における生命保険契約は、国内にある営業所又は国内において契約の締結の代理をする者を通じて締結した生命保険契約に当たらないものと思われることから同条第10号に定める所得に該当することはない。

また、上記所得税法第161条第1号に規定する「その他その源泉が国内にある所得として政令で定めるもの」が国内源泉所得に該当することとされているが、当該政令すなわち所得税法

施行令第281条においてその範囲が次のように定められている。

① 国内において行う業務又は国内にある資産に關し受ける保険金、補償金又は損害賠償金(これらに類するものを含む。)に係る所得

② 国内にある資産の法人からの贈与により取得する所得

③ 国内において発見された埋蔵物又は国内において拾得された遺失物に係る所得

④ 国内において行う懸賞募集に基づいて懸賞として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得

⑤ 前3号に掲げるもののほか、国内においてした行為に伴い取得する一時所得

⑥ 前各号に掲げるもののほか、国内において行う業務又は国内にある資産に關し供与を受ける経済的な利益に係る所得

長男丙が受領する生命保険金は上記①～⑥のいずれにも該当しないものと考える。

本事例のようにその生命保険契約が外国において行われる場合については生命保険金に関する所得の源泉は、所得税法第161条に定める国内源泉所得の範囲に含まれるものとは解し難く、これを国外源泉所得と解することが妥当と思われる。

〔結論〕

長男丙が受領する生命保険金は、相続税法に規定するみなし相続財産に該当しないので、当該生命保険金に関する相続税の課税の問題は生じない。また当該生命保険金は所得税法上国内源泉所得に該当しないので、長男丙が非居住者であることから当該生命保険金について丙に対するわが国での所得税の課税はないものと考える。